



申告予約

1月22日(水)から!
☎24・8208

確定申告



市県民税申告

問い合わせ

【市県民税の申告】税務課 ☎24・8030
【所得税の確定申告】小松税務署 ☎22・1171

申告の受け付け

2月17日(月)～3月17日(月) 市役所：9時～16時30分
(土・日曜日、祝日を除く) 税務署：9時～16時

市役所税務課 ➡ 予約制

対象 ● 市県民税申告
● 主な収入が給与・年金の人の確定申告(右記参照)

予約開始 1月22日(水) 9時から

予約方法

- 市ホームページ(24時間予約可能)
- 予約専用ダイヤル ☎24・8208(平日9時～16時)



令和6年中に収入のなかった人の市県民税申告や、相談や確認が不要で提出のみの人は予約不要です。

令和6年度分の申告をした人は、2月初めに送付される申告書を返信用封筒で返信してください。

⚠ 受け付けできない確定申告

以下に該当する場合は市役所では受け付けできません。e-Taxまたは小松税務署で申告してください。

- 営業・農業・不動産所得などがある
- 土地・建物・株式などの譲渡所得・退職所得がある
- 利子・配当・先物・仮想通貨などの所得がある
- 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける
- 災害などで雑損控除を受ける
- 亡くなった人の申告をする
- 令和5年分以前の申告をする など

小松税務署 ➡ 整理券配付

整理券取得方法

- LINEで事前発行▶
- 当日会場で配付



詳しくは小松税務署へお問い合わせください。

無料申告相談 北陸税理士会小松支部 ☎24・6801

予約不要で、税理士に約20分無料で申告の相談ができます。
源泉徴収票をお持ちください。

とき 2月22日(土) 10時～12時、13時～16時

ところ アル・プラザ小松

対象 小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者など

簡単&メリットいっぱい!

e-Taxで申告してみませんか?

問い合わせ 小松税務署 ☎22・1171



用意するもの

- マイナンバーカード
※4桁と6～16桁の各暗証番号が必要
- 収入や控除の金額が分かる資料
- 下記のいずれかの機器
・スマホ ・パソコンとスマホ
・パソコンとICカードリーダー

e-Taxのメリット

- 自宅などでいつでもできる
 - 自動計算で計算誤りなし
 - 添付書類提出不要
 - 保存データを翌年以降も利用可能
 - 還付金の振り込みが早い など
- 青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能! 消費税の申告にも対応!

申告で困ったときは

税務相談チャットボット(税務職員ふたば)
AIが質問に分かりやすく回答します。



タックスアンサー
よくある質問への一般的な回答が検索できます。



マイナポータル連携でさらに便利に!

マイナポータル連携により、右の内容を自動で取得できます。さらに、電子申告した場合は5年間の書類保管も不要になります。

- 医療費 ● ふるさと納税
- 国民年金保険料
- 公的年金の源泉徴収票
- 生命・地震保険 ほか



申告が必要か確認しましょう

このフローチャートはあくまでも参考です。

「申告不要」「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

スタート

令和7年1月1日現在、
小松市在住ですか?

いいえ → 令和7年1月1日現在の住所地に確認してください。

はい

令和6年1月～12月に収入はありましたか?

※遺族年金、障害年金、雇用保険など非課税
収入のみの場合は「いいえ」へ

市県民税申告・確定申告は不要です。

※国民健康保険などの加入者や所得証明書が必要な人は「収入なし」の市県民税申告が必要です。

主に公的年金収入

- 以下のいずれかに該当する
- 公的年金収入が400万円を超える
- 公的年金以外の所得が20万円を超える

確定申告

- 以下のいずれかに該当する
- 給与・公的年金以外の収入がある
- 源泉徴収票に記載のない控除を追加したい

市県民税申告

申告不要

主に給与収入

給与収入が2,000万円を超える

確定申告

給与1カ所のみ

控除を追加・変更したい

申告不要

- 給与の全部が源泉徴収の対象であり、年末調整をしていない給与の収入金額が20万円を超える
- 以下のいずれかに該当する
- 給与以外の所得が20万円を超える
- 2カ所以上からの給与があり、年末調整した給与以外の給与収入額と他所得の合計が20万円を超える

確定申告

市県民税申告

その他の収入

一時所得や雑所得

所得税が課税される

確定申告

市県民税申告

申告に必要なもの

令和6年中の収入、支出について下記の書類をお持ちください。必要書類が不足していると受け付けできません。事前に持ち物の確認・準備をお願いします。

●本人申告の場合

・マイナンバーカードなど本人確認書類

●代理申告の場合

・申告者のマイナンバーカードと印鑑
・代理人の本人確認書類

給与所得者	源泉徴収票（勤務先が発行）
公的年金所得者	源泉徴収票（年金機構などが発行）
事業所得者	記入済みの収支内訳書や支払調書
その他収入	・個人年金支払証明書 ・報酬支払調書 ・保険の満期金等一時所得の金額が分かる書類 など
社会保険料控除	・国民健康保険税などの納付額が分かる書類 ・国民年金保険料の控除証明書 ・その他社会保険料の支払い額が分かる書類
生命保険料控除	生命保険料の控除証明書
地震保険料控除	地震保険料の控除証明書
障害者控除	障害者手帳や認定書など ※下記「要介護者の控除」もご覧ください
医療費控除	・記入済みの医療費控除の明細書 ・保険組合などが発行した医療費のお知らせ ※セルフメディケーション税制を受ける場合は、専用明細書と健康増進取り組みが分かる書類
寄附金控除	寄附金受領証
所得税の還付がある場合	申告者名義の振込口座が分かるもの

医療費控除

事前に「医療費控除の明細書」を作成してください

医療費控除を受ける人は「医療費控除の明細書」をあらかじめ記入の上、申告会場へお持ちください。未作成の場合は受け付けできません。

「医療費控除の明細書」の取得方法

- 小松税務署、市役所、南支所、駅前行政サービスセンター窓口
- 国税庁ホームページからダウンロード



要介護者の控除

問 長寿介護課 ☎24・8147

要介護者の障害者控除

要介護認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を受けると、障害者控除などを申告できる場合があります。既に認定書を持っている人は、認定区分が変更・消滅するまで有効です。

対象 65歳以上の小松市介護保険被保険者で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

医療費控除に伴うおむつ使用の確認書

要介護認定を受けている人が令和6年に使用したおむつ代について、医療費控除として申告できる場合があります。確認書が必要な人は長寿介護課へ発行申請をしてください。

対象 要介護認定主治医意見書の内容が、所定の要件を満たす人

※おむつ代の医療費控除の申告が1年目の人も対象になりました。

申請方法 いずれも長寿介護課にある申請書（市ホームページからダウンロードも可能）を提出してください。結果は後日郵送でお知らせします。